

現地域福祉計画の施策評価

1 現地域福祉計画の施策評価

1 地域における多様な交流や活動の推進

1-1 地域福祉の担い手の育成

- ・平成21年より地域福祉ファシリテーター養成講座を実施しています。講座を修了した方が、それぞれの地域で住民の寄り合い所や、高齢者の食事会等を主催するなど、地域福祉の担い手を輩出しています。今後は、講座の修了生の活動を支援していくことも求められています。
- ・保健福祉教育や市民に対する啓発活動は、実施回数に大きな増加はありませんでしたが、継続していくことが重要です。

1-2 多様な交流の推進

- ・各課で実施している交流事業については、今後も継続し、参加者を増やしていくことが必要です。
- ・福祉事業所や、社会福祉法人が運営する施設等において、地域住民への場の提供等が実施されています。地域福祉活動のひとつの核として、地域住民との交流を深められるよう、支援することが求められます。

1-3 各種地域福祉活動の推進

- ・民生委員・児童委員の活動支援については、平成28年度の一斉改選で、経験の長い委員が多数退職したことから、新規に委員になった方への支援が重要となっています。
- ・民生委員・児童委員は、地域福祉の核として活躍していますが、全国的に高齢化が進み、なり手が減少しています。市においても欠員地区があり、なり手の確保が急務となっています。
- ・町会・自治会においても、高齢化により役員等のなり手が減少しています。また、通勤等のため日中地域にいない世帯等も増えており、町会・自治会への加入世帯も減少傾向となっています。町会・自治会への加入案内等の強化や、参加しやすい活動の工夫等が求められます。
- ・アンケート調査では、気軽に参加できる、身近なところで参加できるのであれば、地域活動やボランティアに参加したいという意向が見えます。参加のきっかけづくりや、場づくり、情報発信は引き続き継続し、参加の機運を高めることが必要です。

1-4 地域福祉活動を推進する体制づくり

- ・社会福祉協議会内に設置されているボランティア・市民活動センターの利用件数は、上下はあるものの増加しています。
- ・社会福祉協議会は、地域福祉に係る活動の基盤となることが期待されています。市と協働するとともに、互いの得意分野を生かした役割分担によって、地域福祉を推進していくことが求められます。

2 総合的な地域福祉の推進

2-1 地域生活を支援する福祉サービスの展開

- ・ケアマネジメント体制、専門職の確保・質の向上、民間事業者の参入促進については、障がい者福祉、高齢者福祉の個別分野において取り組みが経年で実施されています。

2-2 権利擁護の推進

- ・成年後見制度、福祉サービス苦情調整委員制度、福祉サービス第三者評価システムについては、継続して実施していくことが重要です。アンケート調査において、成年後見制度、福祉サービス苦情調整委員制度の認知度はあまり高くないため、さらに周知をはかることが求められます。
- ・虐待防止・対応ネットワークづくりについては、障がい者福祉、高齢者福祉の個別分野においてそれぞれ取り組みが進められています。虐待の早期発見や対象者の包括的な支援のために、関係者のネットワークづくりとともに、地域での気づきを必要な支援につなげる仕組みづくりも求められます。

2-3 相談・情報提供体制の充実

- ・民生委員・児童委員による高齢者の見守り活動が経年で実施されており、地域包括支援センターとの連携がはかられています。
- ・障がい者福祉においては、複数の相談窓口間での連携が進められています。
- ・高齢者福祉においては、地域包括支援センターを核となり、身近な相談窓口としての機能を果たしていますが、複合的な課題を抱える市民が増加し、相談内容も多様化しているため、より適切な人員の配置が求められます。

2-4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・福祉のまちづくり条例により、一定規模以上の施設等におけるバリアフリー化を進めています。

2-5 安全・安心なまちづくりの推進

- ・防犯灯、街路灯の設置については経年で進んでおり、電力削減を目標としたLED化も実施されています。平成29年度で事業終了の予定となっています。
- ・防犯パトロール活動や交通安全教育については、継続して実施していくことが重要です。
- ・地域コミュニティを活用した防犯体制についても、関心を持ってもらえるテーマでの講習会を予定するなど、市民への情報発信を続けることが求められます。防災への関心を持ってもらった上で、「自助・共助」に基づく自主防災組織の育成を強化する必要があります。

3 生活困窮者等への自立支援の充実

3-1 暮らしの支援の充実

- 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、社会福祉協議会内に自立相談サポートセンターが設置されました。
- アンケート調査結果において、自立相談サポートセンターの認知度は高くありませんでしたが、支援プランの作成数は増えており、継続した支援につながっています。今後はセンターの取り組みの周知を強化し、より包括的な支援を進めていくことが重要です。